

# 水巻町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

## 1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

この方針は、町の全組織に適用する。

## 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

## 4 調達する物品等

障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。ただし、下記に記載のないものであっても、調達可能な物品等であれば対象とする。

### (1) 物品

事務用品・書籍、食品類、小物雑貨、その他の物品

### (2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、その他の役務

## 5 調達目標

前年度実績を基準目標とし、それを上回るよう努める。

## 6 調達推進方法

- (1) 障がい者就労施設等が提供できる物品等についての情報を収集し、町の全組織に対し、情報提供及び優先調達の依頼を行うものとし、全庁的な取り組みを推進する。
- (2) 物品等の契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定及び水巻町財務規則等に基づき、随意契約を活用しながら、障がい者就労施設等への優先調達に努めるものとする。

## 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針は、町ホームページにより公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後、遅滞なく実績の概要を取りまとめ、町ホームページにより公表する。

## 8 担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉課障がい支援係とする。